C　have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16—2, Section 1 of the same law,

D　fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2,

E　not be currently under a suspension of business order as instructed by Independent Administrative Institution National Museum of Art, etc.

⑺　Time-limit for Tender : 17 : 00, 8, August, 2012

⑻　Contact point for the notice : Takafumi Takeuchi, Procurement Section, Independent Administrative Institution National Museum of Art The National Museum of Western Art, Tokyo 7—7 Ueno-Koen Taito-ku Tokyo 110—0007 Japan TEL 03—3828—5143

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第29号

計量法（平成４年法律第51号）第81条第１項の規定に基づき、平成24年６月26日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成24年７月11日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

１、承認番号　第Q1215号
２、名称　株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン
３、住所　東京都港区港南２―13―37フィリップスビル
４、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第30号

計量法（平成４年法律第51号）第81条第１項の規定に基づき、平成24年６月26日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成24年７月11日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

１、承認番号　第ＳＳ123号
２、名称　サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社
３、住所　神奈川県横浜市神奈川区守屋町３－９Ｃ棟２Ｆ
４、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第26号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶㉘及び２．⑶４）⑭に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成24年７月11日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

企画割引「速旅　清流の国「ぎふ」ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　東京エリア発着コース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①に定めるインターチェンジから⑷②に定めるインターチェンジまたは⑷③に定める一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））（以下「安房峠道路」という。）まで１往復（⑷①に定めるインターチェンジと安房峠道路は、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合に限る。）し、かつ、⑷②に定めるインターチェンジ相互間及び安房峠道路を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。また、⑷②及び⑷③に定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）。

②　周遊エリア内発着コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間に、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（割引申込がなされている場合に限る。）

ただし、上記の自動車が本割引（⑴①に定める東京エリア発着コースを除く）の適用を４回受けた後、割引申込をして利用する場合を除く。

⑵　割引を適用した後の料金の額

①　東京エリア発着コース

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
東京エリア発着コース	8,200円	10,300円

②　周遊エリア内発着コース

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
周遊エリア内発着コース	3,000円	3,800円

⑶　実施する期間

平成24年７月12日から平成24年10月31日まで。ただし、平成24年８月10日から平成24年８月19日までの間を除く。

⑷　適用インターチェンジ

①　東京発着エリア

第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の高尾山インターチェンジ及び八王子西インターチェンジ。

②　周遊エリア（共通）

中央自動車道西宮線の中津川から小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び小牧インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから五箇山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道475号（東海環状自動車道）の土岐南多治見インターチェンジから関広見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。ただし、一般国道475号（東海環状自動車道）の大垣西インターチェンジから養老ジャンクションまでの間が供用した場合は、大垣西インターチェンジも対象インターチェンジとする。

③　周遊エリア（東京発着エリアコース）

一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。